

受付番号	大分類	小分類	意見の抜粋	意見の概要	回答
1	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	現在4市町で使用している3施設はそれぞれ今すぐには使用不能になるとは聞いていません。新施設を作ること合理的な理由や根拠は勿論あるでしょうが、緊急を要するとは思えません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。</li> <li>・既存施設で対応すべき</li> <li>・分別区分の一元化は必要ではない</li> <li>・新施設の建設が緊急を要するとは思えない</li> <li>・既存施設を長寿命化すべき</li> <li>・既存施設があつても何年使用できるのか</li> <li>・新ごみ処理場建設反対</li> </ul>	<p>ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。</p> <p>しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改善を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。</p>
2	1	1.新施設について	2.公害対策、環境負荷	<p>昨年末にパリで開催されたCOP21の結果が示すように国内はもとより全世界でCO2の排出を抑制しようとしている時代に最新式設備で排出CO2を低くしても燃やすことには変わりなく時代に逆行していると言わざるを得ません。また、工事費用も周辺道路の工事等々を含め莫大なものになり、国や県の助成、補助等があるにしてもその財源は結局のところ税金であり余分な支出になりかねません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.公害対策、環境負荷</li> <li>・最新式設備で排出CO2を低くしても燃やすことには変わらないのではないか。</li> <li>・工事費用は莫大なものになり、国の補助等があるにしても財源は税金であり余分な支出ではないか。</li> </ul>	<p>新施設は、地球温暖化防止の観点から、余熱利用を積極的に進め、化石燃料の消費により発生するCO2の削減を推進します。事業費に関しては、建設費を大幅に削減できることのほか、3施設で行っていたごみ処理を1施設に集約することで、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>国の財源措置を活用しながら事業を進捗する予定ですが、国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならない全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。</p>
3	4.ごみの広域処理	2.ごみ運搬	4市町の面積は600㎓を超え、収集車の移動距離も延び車から出る排ガスや道路混雑、また従事者の体への負担等々良いことは少しもありません。生ごみの徹底収集や資源のリサイクル化を真剣に取り組みれば大きな新施設の整備は必要ないと考えます。	<p>ごみの運搬について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化によるゴミの運搬の長距離化により、環境負荷が増加する。</li> <li>・中継施設が設置された場合、中継施設周辺が処理場同様の負荷が予想されるのではないか</li> <li>・生ごみの徹底収集や資源のリサイクル化に取り組みれば新施設の整備は必要ない</li> </ul>	<p>収集車の運搬容量の増加や、中継方式によるごみの運搬、低公害車の導入促進等により排ガスの低減、道路混雑の緩和、従業者への負担軽減を図ります。生ごみの「サイクル」については、処理経費の増加、生ごみ分別の不徹底による生成品の品質低下、生成品の引き取り先が確保できない等、様々な課題があります。そのため4市町では各家庭における生ごみ堆肥化の普及を図ることとしています。</p>
4	2	1.新施設について	4.焼却残渣	<p>P82 ③焼却灰・飛灰固化物中のダイオキシン類含有量 ④溶融スラグ 焼却灰・飛灰固化物中のダイオキシン濃度については記載されていますが、焼却灰・飛灰固化物中のダイオキシン濃度についての記載が当たらないようにおもうのですが、また、溶融スラグについても、金属類の基準が記載されていますが、焼却灰・飛灰固化物中のダイオキシン濃度についてはどうなんでしょうか。COP21で同意されている二酸化炭素についてはどうなんでしょうか。</p> <p>焼却残渣について、下記を基本構想で考慮していないのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰、飛灰固化物中の空気中に飛散されるダイオキシン</li> <li>・溶融スラグの空気中に飛散される金属類・塩素</li> <li>・COP21で同意されている二酸化炭素</li> </ul>	<p>排ガス中のダイオキシン類の排出基準はダイオキシン類対策特別措置法を遵守し、0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>以下を目指します。</p> <p>金属類は排ガス処理設備により捕集、処理され測定できないレベルまで削減されます。</p> <p>塩素は大気汚染防止法を遵守し700mg/m<sup>3</sup>N以下にします。</p> <p>二酸化炭素に関しては、空気中に自然に存在するものなので排ガス中の法規制値等はありません。そのため排出基準値などは設定していません。なお、地球温暖化防止の観点からは、余熱利用を積極的に進め、化石燃料の消費により発生するCO2の削減を推進します。</p>

5	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>現在、使用している焼却場がまだまだ使えるのに、又、別に焼却場を作る事には反対です。私は古い人間かも知れませんが、今迄、使用していた物は最後まで、途中修理して迄、使用します。</p>	<p>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。          ・既存施設で対応すべき          ・分別区分の一元化は必要ではない          ・新施設の建設が緊急を要するとは思えない          ・既存施設を長寿命化すべき          ・既存施設があと何年使用できるのか          ・新ごみ処理場建設反対</p>	<p>ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改善を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や産災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。</p>
6	3 1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>新焼却場の建設には色々な工事が伴い莫大な費用がかかるでしょう。その費用は私達が裏面に働いて納めている税金にも関わってくるでしょう。ですから現在使用している焼却場を使って行く方が余っ程、新焼却場建設費用より安上がりだと思います。他にもっと市のお金を使うべき所がいっぱい有ると思います。</p>	<p>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。          ・既存施設で対応すべき          ・分別区分の一元化は必要ではない          ・新施設の建設が緊急を要するとは思えない          ・既存施設を長寿命化すべき          ・既存施設があと何年使用できるのか          ・新ごみ処理場建設反対</p>	<p>ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改善を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や産災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。</p>
7	2.3R推進	1.3R推進	<p>今、現在、人口も減っています。ゴミもきちんと分別して、出していますし、昔よりも私の地域では、ゴミの量も減っています。また使える物はフリーマーケット等に出す人もいます。</p>	<p>6.ごみの減量化を推進すべき</p>	<p>ごみの減量化に努めていただきありがとうございます。今後ともご協力よろしくお願いたします。</p>
8	3.情報公開	情報公開	<p>現在、かすが市において新治クリーンセンターで当市はもろろ(旧八郷町及び旧新治村)から発生するゴミ等を処分しているが市民に対して新ゴミ焼却場建設計画及び露台厚生施設組合加入する旨等の一切説明もなく、又、市民からの意見の聴取もなく進めているものであります。</p>	<p>情報を公開すべき          ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき          ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を          ・審議会や協議会など開催すべき          ・住民説明会を開催すべき</p>	<p>4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。露台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。</p>

9	4	5.コスト	1.全体事業費について	<p>かすみがうら市長は、昨年露台厚生施設建設計画にあたって建設計画工事費総額について132億円から135億円として今回172億円と二転三転しており、今後も周辺道路の整備費、中継設備費、既設設備の撤去費用等未定の部分が見込んでいます。すなわち計画予算がずさんである。</p>	2.建設計画工事費総額が132億円から172億円と二転三転している。	<p>これまでごみ焼却処理施設の更新を計画しており、当時の実勢単価を参考に事業費を算出していました。それ以降、ごみ処理広域化、新広域ごみ処理施設の整備に係る調査・検討を重ねる中で、リサイクル施設の整備も含わせて行う方針となり、2施設に対する事業費を見込むこととなりました。また、施設整備に係る計画、調査、設計、発注事務及び工事監理に対する経費なども考慮することとなりそれに伴って事業費が増加しています。周辺道路整備、中継設備整備、既存施設の撤去等については今後も調査・検討を継続し事業費を明らかにしていきます。</p>
10		11.その他	その他	<p>かすみがうら市のゴミ対策についてプラスチックのように分別すると資源になる分別の徹底を行う事により全体ゴミの減量化も達成できます。よって近年における人口減少時代とゴミの減量化を徹底することより、現在の新治クリーンセンターでの可燃処理が可能になり、よって新しい露台ゴミ可燃場建設計画に加入する必要がないと思います。</p>	<p>1.広域化をする必要性・利点を示すべき。 2.分別を徹底し全体ごみを減量化すれば広域化は必要ない</p>	<p>4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。 3組ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行ってまいりましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の整備を推進することとなりました。</p>
11		1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	新ごみ処理場反対(なぜ急ぐ)	<p>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。 ・既存施設で対応すべき ・分別区分の一元化は必要ではない ・新施設の建設が緊急を要するとは思えない ・既存施設を長寿命化すべき ・既存施設があと何年使用できるのか ・新ごみ処理場建設反対</p>	<p>ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えています。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公営基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
12		1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	新治広域センターを直して使う事	3.既存施設を基幹改良して使用すべき	<p>既存の3施設は定期的な補修整備を行ってまいりましたが老朽化や損傷が進行しています。維持管理に要する経費も今後加速度的に増加が見込まれることから、新施設の整備を推進するものです。</p>

13	5	3.情報公開	情報公開	行政から市民に十分な説明がない	<p>情報を公開すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき</li> <li>・広く住民の意見を求め、計画の再検討を</li> <li>・審議会や公聴会など開催すべき</li> <li>・住民説明会を開催すべき</li> </ul>	<p>4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。露台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。</p>
14		5.コスト	1.全体事業費について	工事総額がわからない	1.全体事業費はいくらかかるのか。	<p>現在想定しております事業費は、第1期工事分として、ごみの焼却施設整備、マテリアルリサイクル施設整備、整備に伴う施工監理費用や測量、生活環境影響調査等、計画支援事業を合わせた約172億円です。周辺環境整備や解体費用等につきましては、設計の結果や地元との協議を踏まえてから決定すべき事項もございますので、明らかになった段階で、公表してまいりたいと考えております。</p>
15		5.コスト	2.既存施設解体費用	残った3つのクリーンセンターの解体費用	<p>既存施設解体費用について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体費用を明らかにすべき</li> </ul>	<p>3施設の解体撤去費に関しては、解体撤去に係る調査、設計を行い、見積額を明確にしてから公表します。</p>

16		2.3R推進	1.3R推進	CO2、ダイオキシン、放射能など、今地球環境のことを考えると私たちのくらしの中でごみを燃やすことを減らしていかなければならない状況にあると思います。ですから3R(リデュース、リユース、リサイクル)政策がごみ問題を考える基本として、燃やすものを減らしていかなければならないと思います。	1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する	ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。
17	6	2.3R推進	1.3R推進	「容器包装リサイクル法」施行以来19年、私たち住民はごみの分別に心をくだき、ようやく馴染んできたところです。ごみ処理焼却を広域化する。1日に100トン以上、連続して燃やし続けると知りました。ということは、燃やせるものは何でも一緒に燃やすこととなります。私は、ごみ処理は広域化でなく、現在の施設を大事に使ってほしいと思っています。	5.ごみの分別を推進すべき	ご意見のとおりごみの分別には住民の協力が不可欠となっております。その中で、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 安定的かつ効率的にごみ処理が行えるよう努めていきます。
18		4.ごみの広域処理	3.施設集約に伴い施設が遠方になることについて	そのような私たちの大切な施設が遠い所に行ってしまうことが不安です。ごみ問題は各良のくらしと密接に結びついた大きな問題ですから、施設は近い所にあった方がいいのです。	施設集約に伴い施設が遠方になることが不安である。	3つの施設を1つに集約することにより、近くにあった施設が遠方になり、ご不便をおかけする場合がございます。これに対しては、中間置場を設けるなどの手法について検討し利便性の向上を図ります。
19		1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	広域化による利点がしっかり示されない限り、新施設建設には反対します。	4.広域化をする必要性・利点を示すべき。 ・各施設が老朽化している根拠を示すべき	4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。 3組合ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行ってまいりましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の整備を推進することとしました。

20	7	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	現施設で基準を満たしているのに新施設を作る意図がわかりません。	5.現施設で基準を満たしているのに何故新施設を建設するのか。	管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。
21		3.情報公開	情報公開	決定に関しては、市がもっと積極的に市民に意見を聴くべきです。	<p>情報を公開すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき</li> <li>・広く住民の意見を求め、計画の再検討を</li> <li>・審議会や公聴会など開催すべき</li> <li>・住民説明会を開催すべき</li> </ul>	4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通してPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。露台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。
22	8	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	新規の建設は無駄使いです。現存の施設で対応が出来るのでは。税金を使うのだから、使うべきところがあるのでは。	<p>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現存施設で対応すべき</li> <li>・分別区分の一元化は必要ではない</li> <li>・新施設の建設が緊急を要するとは思えない</li> <li>・既存施設を長寿命化すべき</li> <li>・既存施設があつ何年使用できるのか</li> <li>・新ごみ処理場建設反対</li> </ul>	ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にあり、国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。
23		1.新施設について	2.公害対策、環境負荷	いかに高温で燃やしても、ダイオキシン類の有害物は放出されるとの事。「ごみ」は都市型資源と考え再利用の方行を強化すべきである。	5.ダイオキシン類の排出にいかに対応するのか	ダイオキシン類を含むごみ処理施設より発生する大気汚染物質には排出基準値が設けられています。また、組合としても、法規制等による排出基準を厳守するとともに、地域住民の要望も考慮しつつ、環境負荷と経済性のバランスを保った公害防止基準を独自に設定し、環境保全に努めます。

24		2.3R推進	1.3R推進	<p>再利用の時のもっともらしい役人一流の費用対効果的に考えると『低い』と言うでしょうが、3R(リデュース・リユース・リサイクル)をゴミ問題の中心政策として考えてもらいたい。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なゴミ集めにつながる ・広域化はゴミの減量化に逆行する</p>	<p>ゴミ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でゴミとして排出されたものについてはゴミ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をゴミ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。</p>
25	9	2.3R推進	1.3R推進	<p>ゴミ処理広域化は燃やす事を強化させる内容、資源として利用できる「もの」まで戻してしまおう事。資源の無い国、日本。そんな事をしてはなりません。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なゴミ集めにつながる ・広域化はゴミの減量化に逆行する</p>	<p>ゴミ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でゴミとして排出されたものについてはゴミ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をゴミ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。</p>
26		11.その他	その他	<p>分別、回収、資源化とするゴミ処理には広い場所と地域の人の英知が必要です。広いという意味でも現在の3組合にしておいたほうが良い。又、小地域であれば、小回りの利く知恵が育ちやすい。人材活用、職域にもなる。国の取り組みとしてのゴミ処理広域化を市職員は、どう考えたのか今までの取り組みが有ったのか。その取り組みは何だったのか。国が行う事は、今やゼネコン大企業システム維持の為ばかりでは。市民の為ならゴミの広域化は無くても良いのでは。</p>	<p>4.現在の3組合のほうが地域の活力を利活用しやすい</p>	<p>ゴミ処理広域化には、環境保全の充実、処理コストの削減、リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効利用、災害時の対応強化等、様々な観点から効果を発揮することが期待されています。このことから4市町ではゴミ処理広域化を推進してまいります。3組合の今後のあり方に関しては、ご指摘いただいた事項も含め検討し施設整備基本計画等において明らかにします。</p>
27		1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>P15 各組合のゴミ処理能力(ゴミ焼却施設)を単純に足すと474/24hとなり、もし長寿命化すれば新設しなくてもよいのでは。(人口減=ゴミ減)</p>	<p>3.既存施設を基幹改良して使用するべき</p>	<p>既存の3施設は定期的な補修整備を行ってきましたが老朽化や損傷が進行しています。維持管理に要する経費も今後加速度的に増加が見込まれることから、新施設の整備を推進するものです。</p>

28	1.新施設について	3.余熱利用	徹底的に調査した結果新設がより良いとなればコジェネレーションでやっています	2.余熱利用 ・コジェネレーションを採用すべき	余熱利用システムの詳細な内容は、平成28年度に策定する施設整備基本計画において明らかにします。
29	2.3R推進	1.3R推進	P25 一人一日平均ごみ総排出量約1kg(石岡市)とありますが意識があれば家庭ごみはかなり減量できると思われれます。生ゴミの堆肥化等。まず先にこれをする方が先決では(ゴミ減運動の実践)循環型に出来る方法をもっと研究すべき(実践している市町村に学ぶ)と思います。	1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する	ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破碎・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。
30	2.3R推進	3.その他	P4上から6行目 これまで以上の3R推進が見込めるとは、具体的にどういうことでしょうか。	広域化により、これまで以上の3R推進が見込めるとは、具体的にどういことか。	資源の分別徹底、集団回収の促進、家庭での生ごみ堆肥化の促進等を4市町で進めることにより3Rを推進します。 また、ごみ処理施設で発生する余熱を積極的に回収してごみ発電などに利用し、サーマルリサイクルを推進します。
31	3.情報公開	情報公開	1/15広報によれば参加者数があまりにも少なく、回数も少なく5回のうち平日と土曜のみで日曜に行なわれていない。知らせも広報のみで防災無線・町内回覧もなかったようで、これでは住民説明会を行なったとは言えないと思います。八郷でもやっていただきたい。再度やっていただきたいと思ます。	情報を公開すべき ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を ・協議会や公聴会など開催すべき ・住民説明会を開催すべき	4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってききました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。霞台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。



32	6.関連事業について	2.関連施設の整備等	<p>P1P127～P131          本当に広域処理が行政のスリム化、経費削減になるのでしょうか(周辺道路の整備、余熱利用施設整備、旧施設の解体費用等)</p>	<p>関連施設の整備等(周辺道路の整備、余熱利用施設整備、旧施設の解体費用等)が予定されているが、広域処理が行政のスリム化、経費削減になるのか。</p>	<p>事業費に関しては、3施設で行っていたごみ処理を1施設に集約するので、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができます。</p> <p>周辺道路はこれまでごみの持ち込み車両が道路に於て交通の障害となっていることからそれを改善することも含めて実施するものです。</p> <p>余熱利用施設に関しては住民ニーズや費用対効果、財政計画との整合を図りながら整備内容を定めます。旧施設の解体撤去費用に関しては、いずれ3施設を更新することになるため個々に更新するとしても必要不可欠な費用です。</p>
33	2.3R推進	1.3R推進	<p>いま世界的に地球温暖化の問題が取り上げられています。予測できない自然災害など地球温暖化の影響は計り知れないものがあります。こうした中で、いま生きている人間として温暖化に歯止めをかけるために何ができるのか、真剣に考えなければならない時です。私たちにできること、それはゴミを出さない、少しでも少なくすることです。そのための施策を基本とすべきだと考えます。ゴミの減量化(平成40年までに40%)を上げていますが、積極的な具体策が見えません。右側で暮らして、ゴミをなくそうという声や行政の呼びかけがほとんど聞こえてきません。この機会にどうゴミを減らすか、市民の意識啓蒙をどう高めるか、行政(組合)としての方針を示すべきではないでしょうか。また不法投棄の実態、対策についてはほとんど触れてありませんが、その対策など明記なく、どのように考えているのか明記ください。</p>	<p>4.ごみ問題対策の提示について          ・ごみの減量化について、具体策を示すべき。          ・不法投棄対策について示すべき。</p>	<p>具体策に関しては、4市町の一般廃棄物処理基本計画に示している他、毎年作成する一般廃棄物処理実施計画において明らかにします。</p>
34	5.コスト	1.全体事業費について	<p>3市1町からのごみの運搬は当然運搬車の増大、交通量の増加は避けられないことです。このことに伴う道路の拡張、整備費はいくらかかるのか、その費用(予算)も明記されず、今後の課題としていることは、問題点をあいまいにしていることとなります。予想される問題を後送りすることは、住民を軽視しているといえるか、言い方がないのではないのでしょうか。一定の予算を明らかにしてほしい。</p>	<p>1.全体事業費はいくらかかるのか。</p>	<p>現在想定しております事業費は、第1期工事分として、ごみの焼却施設整備、マテリアルリサイクル施設整備、整備に伴う施工監理費用や測量、生活環境影響調査等、計画支援事業を合わせた約172億円でございます。周辺環境整備や解体費用等につきましては、設計の結果や地元との協議を踏まえてから決定すべき事項もございますので、明らかになった段階で、公表してまいりたいと考えております。</p>
35	5.コスト	2.既存施設解体費用	<p>第1期計画では172億円とのことですが、この費用には現施設の解体費用は含まれていない、解体費用など含めると、172億円を超えるものとなるのは明白です。これからの問題としていますが、当然付帯して起きる問題、その費用は明らかにすべきです。既存施設の活用などの計画があるなら明記すべきだと考えます。もし解体するとしたら、新たなごみの発生となり、環境への負荷も多大となるのでは。</p>	<p>既存施設解体費用について          ・解体費用を明らかにすべき</p>	<p>3施設の解体撤去費に関しては、解体撤去に係る調査、設計を行い、見積額を明確にしてから公表します。</p>

36	7.災害対応	災害対応	<p>3施設それぞれに整備した場合の建設費、維持管理費を比べると経費削減となる。有利な財源活用で建設するとしていますが、どんな財源を活用したとしても、元は国民の税金です。ほんとは必要なのを真摯に検討してほしい。</p> <p>美野里、霞台、新治の3施設を見学したところ、それぞれ建設時期の違いがあるものの、機能としては十分役割を果たしており、あえて新設する必要性を感じませんでした。特に新治についてはもったいないの施設状況と感じました。長寿命化など検討を行っているのでしょうか。新設することのみの視点で基本構想が書かれている印象が強く感じられます。</p> <p>3市1町のごみ処理場を一方所に集中した場合、万が一大きな災害が起きた場合、分散されていた方が安心ではないかと思うのですが、新処理施設での対応をどう考えているのか。</p>	<p>1.広域化をする必要性・利点を示すべき。</p> <p>・財源は国民の税金なので、真摯に検討してほしい</p> <p>・大きな災害が起きた場合、分散されていた方が安心ではないか</p>	<p>4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。</p> <p>3組合ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行ってきましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の整備を推進することになりました。</p> <p>新施設は、大規模災害に備え、通常のごみ処理量に対して15%程度ごみ量が増加しても対応できる施設規模で計画しています。</p> <p>また、大規模災害時には見込み以上の災害廃棄物の発生が予測されるため、県内で災害時の支援協定を締結している自治体間で相互のごみ処理を補完する計画です。</p>
37	12	1.新施設について	<p>1.新施設の建設・長寿命化等について</p> <p>今のクリーンセンターは後何年使用できるのか。調査もしないで十分な説明もされていません。工事総額が不明のまま進められていることに納得がいきません。</p> <p>すみやかに調査し、明確な説明をして下さい。納得がいかないのに税金をつかいたくない。</p>	<p>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。</p> <p>・既存施設で対応すべき</p> <p>・分別区分の一元化は必要ではない</p> <p>・新施設の建設が緊急を要するとは思えない</p> <p>・既存施設を長寿命化すべき</p> <p>・既存施設があつと何年使用できるのか</p> <p>・新ごみ処理場建設反対</p>	<p>ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。</p> <p>しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にありました。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公費基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
38		1.新施設について	<p>1.新施設の建設・長寿命化等について</p> <p>広域化処理は本当に必要か</p> <p>分別区分の一元化(P113、表2-28)の方向付けは必ずしも必要ではない。広域化しても特段のメリットはなく、むしろ4市町で実績にあった収集の方が、広域化による単面の排気ガスや予想される交通渋滞などに鑑みるに現実的と考えられる。事実、協議・検討事項(△印)が多いことから伺い知れる。ゴミの全体量は3R運動の意識改革・さらなる推進により、また人口減少により今後も漸進傾向は続くと思われる。</p> <p>大きな災害時には一極集中であればごみ処理業務はすべてストップしてしまうことも危惧される。現行の4市町分散型であれば全てが同時にダウンことは考えにくく、相互に施設を融通しあうことは可能である。</p> <p>負担組合アンケートによれば、広域化に最も重要視すべきものとして「コスト削減」(54.9%)があげられている。住民感覚からすれば建設費維持費などはあまりに高額である。また、環境負荷の軽減が30.0%もある。これら考慮するとはたして広域化が最良の選択なのか否かが疑問でもある。</p> <p>既存の焼却施設でも「現時点での環境基準」に抵触していない。延命化により、たとえば今後15年間運用が可能であるとするれば、社会情勢の変化、環境やゴミに対する社会意識の変化などを反映させた「ごみ処理技術(方法)」を取り入れればよい、と考える。</p>	<p>1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。</p> <p>・既存施設で対応すべき</p> <p>・分別区分の一元化は必要ではない</p> <p>・新施設の建設が緊急を要するとは思えない</p> <p>・既存施設を長寿命化すべき</p> <p>・既存施設があつと何年使用できるのか</p> <p>・新ごみ処理場建設反対</p>	<p>ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。</p> <p>しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えていました。また、当地域の特徴として、2市がある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公費基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
39		1.新施設について	<p>2.公害対策、環境負荷</p> <p>焼却炉 公害防止対策技術の導入</p> <p>「スケールメリットを生かして高度な公害防止技術を導入しやすくなり、それにより環境への負荷が低減できる」(P43)、とあるが、仮に施設建設契約時点までどのような新たな公害防止技術が期待されますか。その技術は、焼却炉(中間処理)の形式に依存するものですか。仮に、運転開始後にそのような技術を導入するとすれば相当な予算の上積みが必要となり、財政を圧迫することとなります。</p>	<p>1.公害対策、環境負荷</p> <p>・高度な公害防止技術とはどのようなものか。</p> <p>・その技術は焼却炉の形式に依存するものか。</p> <p>・運転開始後に技術を導入した場合、予算の上積みが必要とはならないのか</p>	<p>例えば、廃棄物の低空気比燃焼や安定燃焼技術の向上により排ガス量の削減、大気汚染物質の発生抑制を図ることができます。また、この技術は、余熱の外部持ち出しを低減できるため、これまで以上に余熱を有効利用することが可能となります。</p> <p>こうした技術は低公害化を図るうえで必要不可欠な技術です。焼却炉の形式に依存せず普及しており、予算を押し上げる要因ではありません。</p> <p>法令に基づく基準を踏まえ、規制値を厳守し、環境負荷の軽減に努めてまいります。</p>

40	1.新施設について	2.公害対策、環境負荷	<p>ゴミの種類や性質な時系列的に変動し、焼却炉内部の化学反応を予測することは不可能に近く、制御不能な化学反応である。結果として、ダイオキシンやHcl、NOx、SOxのような有害物質が生成され、焼却灰には有害物質が濃縮される。</p> <p>一方、質量保存の法則が示すとおり、ゴミを焼却してもゴミの流量にはつながらっていない。一般には、焼却残渣のみが目目され、煙突から排出される分は減量と認識されているが、これは錯覚である。煙突から排出される有害物質は大気中に拡散し、あるいは地表に降着し地球規模で環境を汚染し劣化させている。焼却は新たな有害なゴミを生成させるだけである。影響が顕在化したときでは遅すぎる。</p> <p>「ゴミは出すモノ燃やすモノ、そして最後は燃やすモノ」という社会通念をひっくり返すような啓蒙活動・技術開発が急務である。その舵取りを貴組合にも期待したい。</p>	<p>3.公害対策、環境負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ処理に係る啓蒙活動・技術開発の舵取りを期待したい</li> </ul>	<p>新広域ごみ処理施設においては、公害関係法に基づく排出基準を遵守するために必要な公害防止関連技術を採用し環境負荷を低減する計画です。</p>
41	1.新施設について	2.公害対策、環境負荷	<p>主灰・飛灰の利用(資源化)</p> <p>放射性セシウムは重金属が濃縮されているのでセメント原料やエコセメント原料としての安易な利活用は環境を劣化させることが危惧される。有害物質除去技術が実用化されるまでは使用してはならない。関東地方の「あるエコセメント」ではセシウム137などを周辺環境にまき散らし最高濃度で係争中の例もある。ダブル・スタンダードの矛盾はいずれ社会問題となることも予想される。</p>	<p>4.公害対策、環境負荷</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主灰・飛灰の利用(資源化)は環境に悪影響があるのではないかと</li> </ul>	<p>主灰・飛灰は、安全性も含めて事業者と協議し、資源化を検討します。</p>
42	1.新施設について	3.余熱利用	<p>ゴミ発電</p> <p>3R意識が浸透し推進される結果、焼却炉の形式・焼却能力にもよりますが、燃やすすゴミが不足し、あるいはゴミの質にもよるが低位発熱量が低いため、結果として燃焼温度を上げるために「コークスを混焼」する焼却炉もある。こうなると、効率の低い火力発電所も同然である。ゴミ発電は化石燃料の使用量を抑制できるとあるが(P43)、疑問でもある。ゴミ発電をウリにするには課題も少なくはない。</p>	<p>1.余熱利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゴミ発電を採用すると、ごみをどどん燃やす方向性に陥るのではないかと。</li> <li>・発電のためにコークスを熱源とするのではないかと。</li> <li>・ゴミ発電は化石燃料の使用量を抑制できるのか。</li> </ul>	<p>ゴミ発電については、廃棄物量の推移を踏まえ、ごみ処理のあり方を見直してまいります。</p> <p>可燃ごみが減少して焼却処理するごみが無くなった場合に資源物を焼却することはなく、資源化の取組みを推進します。</p> <p>焼却炉には様々な形式があり、コークスをごみの溶融処理の熱源とする焼却炉もあります。この場合、コークスは発電のために混焼するものではありません。処理方式の詳細な内容は、平成28年度に策定する施設整備基本計画において明らかにします。</p>
43	4.ごみの広域処理	1.最終処分場	<p>最終処分場</p> <p>多数の処理場の確保(P53)とあるが、4市町でそれぞれ確保することは容易ではなからう。仮に、民間に委託したとしてもそれで義務をたし責任がなくなる、ということにはならない。</p> <p>最終処分場は運営主体が県、自治体・民間処分場であれしや水シートの破綻など問題のある例も少なくはない。中には「しゃ水シートの破綻場所」が特定できないため補修できずに理立を断念した例もある。また、安定型処分場には本来は管理型処分場でなければ理立られないようなモノも理の立てられている例もある、とき。</p> <p>事例に鑑みるに、最終処分場の管理が閉鎖後も30年50年またそれ以上に管理しなければならないことが想定されるので、ここは貴組合または4市町が管理すべきである。</p>	<p>最終処分場について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の見直しを明確に示すべき</li> <li>・作るか作らないかを明確にし、その場合の予算や場所についても一定程度明らかにすべき</li> </ul>	<p>廃棄物処理の安定性や自区内処理の観点から本地域内に最終処分場を整備することは重要なことです。しかし、最終処分場の用地確保には少なくとも10年程度の期間が必要であり、早急に整備することは困難です。</p> <p>そのため、灰の資源化処理施設で処理を行い処分量を削減するとともに、残った残渣類は県内にある民間の最終処分場で処分する計画としています。</p> <p>自区内において最終処分場を整備することについては今後の検討課題とします。</p>

44	10.生活環境影響調	生活環境影響調査	<p>環境影響評価の実施 21世紀は環境の世紀でもある。経済性よりも環境を優先させる傾向は時代の趨勢でもある。環境影響評価は来年度実施予定とのことであるが、次項に特に留意するようコメントしておきます。なお、環境影響評価の結果は広域化(一極集中)の是非を判断する重要な一資料であり、結果はホームページでも公開してください。</p> <p>①有害物質拡散の解析評価の基礎データとなる風向・風速・逆転層の有無・気温などを周年をとおして把握すること。 ②5km圏内の住民の健康への影響、大気中はもとより有害物質の降着を含む環境負荷について解析評価すること。</p>	生活環境影響調査の評価結果はホームページでも公開すべき	生活環境影響評価は国で定められた「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に準じて実施します。生活環境影響評価の結果に関しては概要等を市町や組合のホームページや広報などで公表します。	
45	2.3R推進	2.プラスチック等	<p>4.9頁 広域化のメリット、デメリットごみ発電は、発電効率を高めるために廃プラスチック等の熱効率の高い廃棄物の焼却量をいかに増やすかということをめざす施設。東京都の廃プラスチック量の増大によってCO2の排出量が大きく増えたという事実がある。高効率ごみ発電を実施すれば、温室効果ガスが増加することは明かだ。これでは、温室効果ガスの排出量を削減しようという政府の方針に逆行する。</p>	<p>プラスチックの燃焼などについて ・ごみ処理発電設備を設けることにより、発電効率を高めるためにプラスチック等熱効率の高い廃棄物を燃やすのではないかと。 ・飲料用パック・新聞紙・段ボール・その他の紙類など幅広く資源回収方式を検討すべき。</p>	<p>資源化ルートが確立され、さらに売却できる資源物に関しては資源化を推進する方針です。 一方で資源ルートが確立されていても資源化するために高額の費用が掛かる資源物については費用対効果を踏まえ処理施設で処理する方針です。 廃プラスチック類(ペットボトル除く)は発電するために焼却するのではなく、資源化コストが高くなるため、焼却処理しサーマルリサイクルを図るものです。</p>	
46	14	3.情報公開	情報公開	<p>徹底した広報で住民に知らせないまま意見公募を短期間で締め切ることに対して、抗議する。 「ごみ焼却施設建設を考える市民連絡会」では、あらかじめ一般廃棄物処理施設整備基本構想(案)の説明会を開催するよう要請した。</p>	<p>情報を公開すべき ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を ・審議会や公聴会など開催すべき ・住民説明会を開催すべき</p>	4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。森台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。
47	5.コスト	3.焼却施設	<p>135頁 エネルギー回収型廃棄物処理施設の概算事業費 当初計画では132億円、今回計画は146億円に跳ね上がった。平成25年度から26年度の落札事例から積算しているが、該合体質の大型焼却炉メーカーが落札している。業界による業界のための事業だ。大胆なごみ減量・資源化を打出し、住民に協力を求め、現有施設の延命化を図ることだ。税金のムダ遣いはやめるべきだ。震災復興特別交付税の活用はお門違いだ。住民不在の基本構想ではごみ処理問題の根本的な解決にはならない。</p>	エネルギー回収型廃棄物処理施設の概算事業費は平成25年度から26年度の落札事例から積算しているが、該合体質の大型焼却炉メーカーが落札していることから適正な価格でない。	<p>入札制度は単に金額のみで事業者が選ばれる方法から、技術面と価格面で優れた事業者を選定する総合評価型入札方式が採用されています。競争の原理が働いており常識的な市場価格が反映されていると考えられます。 4市町ではごみの発生抑制、資源化を優先事項として取り組みを推進することとしています。ただし、発生抑制、資源化は行政のみの取組では達成できません。住民、事業者、行政が協働で取組みを推進し、ごみ排出量の削減及び資源化量の増加を目指します。</p>	

48		1.新施設について	3.余熱利用	<p>ダイオキシン発生防止のために連続運転して、そこで生まれた熱を利用して発電を行なうという説明は、いかにもエコのように聞こえますが、燃やすものが無くなったかどうか結果は見えます。今まで資源として再利用されていたものもどんどん燃やしていくことです。</p>	<p>1.余熱利用 ・ごみ発電を採用すると、ごみをどんどん燃やす方向性に陥るのではないかと。 ・発電のためにコークスを熱源とするのではないかと。 ・ごみ発電は化石燃料の使用量を抑制できるのか。</p>	<p>ごみ発電については、廃棄物量の推移を踏まえ、ごみ処理のあり方を見直してまいります。 焼却炉には様々な形式があり、コークスをごみの海陸処理の熱源とする焼却炉もあります。この場合、コークスは発電のために混焼するものではありません。処理方式の詳細な内容は、平成28年度に策定する施設整備基本計画において明らかにします。 可燃ごみが減少して焼却処理するごみが無くなった場合に資源物を焼却することはなく、資源物の取組みを推進します。</p>
49	15	2.3R推進	1.3R推進	<p>市民には、少なくとも、再利用、分別、リサイクルという言葉が以前よりなじんでいると思います。それを行政が燃やして処理してしまうと云ってくるのは「水の泡」です。 墜落を市民に広めていくようなものです。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する</p>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
50		3.情報公開	情報公開	<p>市民への広報が少な過ぎることを始めに言いたいです。住民説明会への参加が少ないという結果からもわかります。形式的にやりましたという考えが見えてきます。</p>	<p>情報を公開すべき ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を ・審議会や公聴会など開催すべき ・住民説明会を開催すべき</p>	<p>4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってまいりました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。森台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。</p>
51		1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>LCCの比較表では P46 基幹改良で339億余、新設で295億余とあるが解体費・周辺整備費などを加えていない。最終処分場の建設も考えているようで、これらを含めると新設でも339億を超えるのではないかと。基幹改良費は即必要ではなく、各々の状況に応じて算出されるので機械的には算出できない。また改良期間中の民間委託費も工事のやり方によって大幅な削減が出来る。したがってこの比較結果には疑問が多く、少なくともこの部分で住民説明会・公聴会が必要。</p>	<p>2.新設と基幹改良の比較について ・現在判明していない関連事業費を加えると新設はもったいない ・既存施設の基幹改良は即必要なものではない ・震災復興特別交付税の措置は適切か</p>	<p>関連事業費等については、平成28年度に予定されている本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査してまいります。 管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えています。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にあります。国の財政支度制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。 また、国では復興推進会議において、平成28年度以降も震災復興特別交付税を措置することとし、復興期間10年以内での一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指していることから、この財源措置を得ながら事業を推進してまいります。 国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならない全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。</p>

52	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>広域化のメリットについて P43以降 総じて老朽化しているが、その根拠を各施設ごとに示すべきではないか。単なる年数では老朽化で建て替えが必要では納得出来ない。現に、設台や新治広域よりも古くても長寿命化している所もある。個々の施設について、定期的に行っている精密機能検査などの結果の公表や、耐用度の検査をしてその結果を知らせる上で判断すべき。</p>	<p>4.広域化をする必要性・利点を示すべき。 ・各施設が老朽化している根拠を示すべき。</p>	<p>4市町で広域処理を行う方が効率的かつ合理的なごみ処理が可能となり、ごみ経費の削減も図れます。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。 3組合ではそれぞれに定期点検、必要な補修整備を行っていましたが、これらの実績により、施設更新の必要性が高まってきたことから新たな施設の整備を推進することとしました。</p>
53	2.3R推進	1.3R推進	<p>エネルギーの有効利用について…特にゴミ発電について 有効利用としてゴミ発電等としているが、燃やして発電は一見資源の有効利用に見えるが、発電のために燃やす方向に陥りやすく、ごみ減量化にはつながらない。また大量に燃やせばCO2発生という問題が生じる。現段階では余熱利用の明確な方針はないようだが、排熱ボイラー方式をとると燃やせ燃やせになる事は明らか。これからの発電のあり方の基本は自然エネルギー利用を高める方向が最良で、ごみ発電ではなく、減量化をいかに高めるかを基本に考える。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する</p>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
54	2.3R推進	1.3R推進	<p>ごみ処理の課題について P40 目標値の問題 一人一日904g 国964g 県1,002g 平成40年度までに20%減としているが、人口減少10%あるので、実質的なひとりあたりのごみの減少は10%ということになる。国の循環型社会推進基本計画では家庭系ごみをH32年度一人あたり500gとしている。これに照らしてH40年度の目標値は500gを超えているので、目標値自体が問題で見直しが必要。 ごみ分別一元化するとしているが具体的には決めていない。最終報告とすればそうしたことも明確にすべき。ごみ減量化や再利用やリサイクルを基本にした設定を市民に示すべき。全て発電の為に燃やす事をし断片的に実施する方向が見取れるので問題である。</p>	<p>2.3Rを推進すべき ・目標値を見直すべき。(一人あたり家庭系ごみ排出量 国:H32年度 500g、組合全体:H40年度 583g) ・ごみ分別区分一元化について具体策を示すべき。</p>	<p>ごみの発生抑制、資源化に関しては4市町が各自治体単位で策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組みを推進し、さらに4市町及び各住民が相互に協力、連携することにより達成していきます。 国の基本方針が平成27年1月に改定されていますので、今後、一般廃棄物処理基本計画見直しの際に国の基本方針を考慮して再検討することとします。 施設整備基本構想に続けて平成28年度には施設整備基本計画の策定、PFI可能性調査なども行います。この計画の中で課題となっている事項や詳細な整備内容についても定めていきます。</p>
55	2.3R推進	1.3R推進	<p>家庭系ごみに限っての目標値 P55 石岡市策定の基本計画6ページに国の方針として平成32年度までに家庭系ごみを500gにするという目標値がある。これを下敷きにした計画を立てるべき、従ってこの表の見直しは全面的に再検討すべき。</p>	<p>2.3Rを推進すべき ・目標値を見直すべき。(一人あたり家庭系ごみ排出量 国:H32年度 500g、組合全体:H40年度 583g) ・ごみ分別区分一元化について具体策を示すべき。</p>	<p>ごみの発生抑制、資源化に関しては4市町が各自治体単位で策定している一般廃棄物処理基本計画に基づき取り組みを推進し、さらに4市町及び各住民が相互に協力、連携することにより達成していきます。 国の基本方針が平成27年1月に改定されていますので、今後、一般廃棄物処理基本計画見直しの際に国の基本方針を考慮して再検討することとします。 施設整備基本構想に続けて平成28年度には施設整備基本計画の策定、PFI可能性調査なども行います。この計画の中で課題となっている事項や詳細な整備内容についても定めていきます。</p>

56	2.3R推進	1.3R推進	<p>資源化再利用(処理方式の方向)について P80          生ごみ          家庭内処理の促進と回収利用の方法を検討すべき、これは今すぐにも出来ることで、何でも燃やす事には反対である。生ごみを含め、その他の資源ごみの活用も広域化より自治体単位の処理方式の方がやりやすいのではないかと。</p>	3.生ごみについては、家庭内処理の促進と回収利用の方法を検討すべき。	生ごみ等を含むごみの分別区分については、4市町が自治体単位で決めます。4市町の方向性や意見を踏まえ、整備計画に反映していきます。
57	2.3R推進	2.プラスチック等	<p>P87～          マテリアルリサイクル推進          大木町で燃やすごみの中身を調べたところ、77%が資源化可能で、その中で紙・布の割合は23%、プラスチック13%等である。これをどう資源化するかの実践がある。古紙・古布などの回収を地区別に行い、売上金は地区へ還元する。そのことで資源化利用の意識も高まり、ごみが大きく減量化される。飲料用パック・新聞紙・段ボールその他の紙類など幅広く資源回収方式を検討すべき。プラスチックは燃焼効率が良いので燃やす方向で考えているようだが、高温で大量に燃やす事でのような有害物質が出されるか予測もつかない。地球環境を考えて、資源利用を促進すべきである。</p>	<p>プラスチックの燃焼などについて          ・ごみ処理発電設備を設けることにより、発電効率を高めるためにプラスチック等熱効率の高い廃棄物を燃やすのではないかと。          ・飲料用パック・新聞紙・段ボールその他の紙類など幅広く資源回収方式を検討すべき。</p>	<p>資源化ルートが確立され、さらに売却できる資源物に関しては資源化を推進する方針です。          一方で資源ルートが確立されていても資源化するために高額の費用が掛かる資源物については費用対効果を踏まえ処理施設で処理する方針です。          廃プラスチック類(ペットボトル除く)は発電するために焼却するのではなく、資源化コストが削減となるため、焼却処理しサーマルリサイクルを図るものです。</p>
58	3.情報公開	情報公開	<p>一般廃棄物処理基本計画の概要について          各自治体の基本方針として、市民・業者・行政の連携や役割分担の重要性を述べている。しかも環境負荷の軽減や資源循環を掲げている。これを文字通りに進めるとすれば今のやり方には問題が多い。アンケートの設問内容や、中間説明会開催についても参加が少なくことや広報内容で問題が多い。最終報告の市民への提示や意見集約の在りなども形式的にやりましたという事ではない。もっと市民への問題提起を含め先進事例の紹介、意見集約の徹底など時間をかけてやるべき。</p>	<p>情報を公開すべき          ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき          ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を          ・審議会や公聴会など開催すべき          ・住民説明会を開催すべき</p>	4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。森台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。
59	3.情報公開	情報公開	<p>審議会の傍聴、議事録保存と公開、公聴会の開催などの要求          基本構想というには余りにも曖昧な方針が多すぎる。今後どのような形で決めていくかわからないが、審議過程と同時に議事録などを公開し、住民にオープンにして必要がある。場合によっては審議会などの開催を広報し、広く傍聴を求めたり、公聴会の開催なども考えるべき。</p>	<p>情報を公開すべき          ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見集約など時間をかけて行うべき          ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を          ・審議会や公聴会など開催すべき          ・住民説明会を開催すべき</p>	4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。森台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。

60	4.ごみの広域処理	1.最終処分場	<p>最終処分場の確保の問題 P.48、69</p> <p>いずれにしても最終処分場は限られており、確保がむずかしくなるのは時間の問題、したがって、この点からもごみをいかに減らしていくか、再利用・再使用を徹底するかが基本。構想では最終処分場の規模なども示されているが、当初の方針ではこれを持たないと理解していた。今回計画で施設規模などが加わったが、作るか作らないかを明確にし、その場合の予算や場所についても一定明らかにすべきではないか。</p>	<p>最終処分場について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場の見直しを明確に示すべき</li> <li>・作るか作らないかを明確にし、その場合の予算や場所についても一定程度明らかにすべき</li> </ul>	<p>廃棄物処理の安定性や自区内処理の観点から本地域内に最終処分場を整備することは重要なことです。しかし、最終処分場の用地確保には少なくとも10年程度の期間が必要であり、早急に整備することは困難です。</p> <p>そのため、灰の資源化処理施設で処理を行い処分量を削減するとともに、残った残渣類は県内にある民間の最終処分場で処分する計画としています。自区内において最終処分場を整備することについては今後の検討課題とします。</p>
61	6.関連事業について	1.啓発施設	<p>P90</p> <p>啓発施設について</p> <p>各地で立派な展示室や会議室・講義室が作られているが費用対効果で考えると無駄が多い。学校教育の中でも環境問題・ごみの問題を考えることが重要だが、その場合、教材などを整えることはいままでもないが、問題はどのようなごみ対策をとっているのか、子ども達に胸を張って示せるようなごみ政策が必要である。研修プログラムも企業が作ったDVDにそって行うのではなく自前で作るような姿勢が必要である。先進地区の見学ではそれぞれのメーカーのDVDを見せられたがどこも似たようなものであった。大木町では自作の報告があり、子ども達の作った「環境新聞」ごみ新聞」も展示されていたが、案に地について内容で感心させられた。啓発とはこのようなことでなければならない。</p>	<p>啓発施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他事例で展示室や会議室・講義室が作られているが費用対効果が低い</li> <li>・地域が自らごみ対策のビジョンを作り上げる姿勢が必要である。</li> </ul>	<p>新広域ごみ処理施設の見学や学習会、講習会への参加、ビデオ鑑賞等を通して、地域におけるごみ処理や環境問題、資源循環等に対する意識啓発を図ることが重要です。</p> <p>ご意見を参考にさせていただき、施設整備基本計画において施設での啓発事業のあり方を明らかにします。</p>
62	7.災害対応	災害対応	<p>被災時の対応強化について P.48</p> <p>拠点機能の確保は重要だが災害は想定出来ない場合が多い、その場合拠点化でなく分散化と相互連携で乗り切る以外にない、大型化して拠点化してもそこが使用不能になればその代償は大きい、分散化で相互連携すれば代償は少なくて済む。これからは大型化ではなく、分散化で小さくてもコンパクトに利用できるほうが災害に強いとは明らか。その中に一定の運転余力を考慮して考えたいべき。</p>	<p>2.災害対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型化ではなく、分散化で相互連携したほうが災害に強いのではない</li> </ul>	<p>新施設は、大規模災害に備え、通常のごみ処理量に対して15%程度ごみ量が増加しても対応できる施設規模で計画しています。</p>
63	9.事業方式	事業方式	<p>P114</p> <p>運営方式</p> <p>大木町の担当課の話では、民間委託(PFI・DBO)方式では専門の職員が育たないので公営方式にしているという。さらに、民間だと重要な情報が業者から出されず、判断は業者任せで金だけ出す事になり、ごみ減量化対策などは打ち出せないという。ひたちなか市の新施設で発電料を聞いたところ秘密で教えられないと言われたが、このようになってはいけない。身近にごみ問題を考えたいには自治体が責任を持って運営すべき。従ってPFI・DBOいずれも反対。</p>	<p>事業方式について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託(PFI・DBO)方式では業者任せとなり、重要な情報が得られなくなるのではない</li> </ul>	<p>民間のノウハウやリスク管理能力を活かしてごみ処理事業を推進することは、経費削減を図る上で重要な取組の一つです。</p> <p>ただし、民間に任せきりにするのではなく、行政がモニタリングを行い、ごみ処理事業の技術水準や事業の安定性を確保していく方針です。</p> <p>また、事業内容やモニタリング結果に関しては組合のホームページ等を介して情報公開していきます。</p>



64	11.その他	その他	<p>基本方針について P48以降          ○環境保全について          すでにダイオキシン類の基準は満足しているとしているが、中間説明会ではこのことには触れず、新しくするとあたかも新基準になって厳しくなるとしていき、新しくすることでどのような厳しい基準値を設定するのかわかりにくくすべき。燃やすことを前提とした計画で大規模炉でプラスチックを含め様々な物を燃やすと想定外の有害物質が排出される怖れもあるがその点の見直しはどうか。</p> <p>○処理コスト削減について          コスト削減の方針は大事だが、大きく地球環境という視点も重要。ごみそのものの減量化がコスト削減の最良の方法である。紙類一般の資源回収などの徹底や生ごみリサイクルの推進など先進事例に学び、住民啓発・住民理解を深めることで進める必要がある。</p>	<p>2.その他          ・新施設になると環境基準値はどうなるのか。          ・ごみの減量化によるコスト削減を目指すべき</p>	<p>公害関連法に基づく排出基準を遵守するよう公害対策を推進します。          ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。          ごみとして排出されたものについては破砕・選別処理等を行い資源物を回収し資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。</p>
65	1.新施設について	5.処理方式	<p>70頁          第2節 ごみ処理方式の概要          焼却炉にするのかガス化溶融炉にするのか等々、る述べていますが、結論＝最終案は、一体、どれなのですか。          初期コスト、ランニングコスト何れにも大きく関することなので、明確に示すべきと思います。</p>	<p>ごみ処理方式は最終案はどうなるのか。</p>	<p>平成28年度に施設整備基本計画の策定、PFI可能性調査などを行い、費用対効果を踏まえて最も望ましい方法を明らかにします。</p>
66	4.ごみの広域処理	1.最終処分場	<p>69頁③最終処分場と 96頁「4. 最終処分場の概要」          茨城町での説明会の際には、「最終処分場については未定」という説明でした。          今回の案では、「新規建設にあたっては課題があるものの、施設規模を以下のとおり示す」と記されています。 いろいろ、96頁には「これまでどおり民間事業者への理立処分あるいは資源化を委託する方法を継続」「将来は、自区内処理の観点から本域内で広域的に最終処分場の確保に向けた可能性の検討を行う」とありますが、ゴミ処理費用が大きく変わる要因となるので、「将来」とは、何年くらい先のことで、どれくらいの予算が必要になるのか、今の時点での見直しを明確に示すべきでしょう。</p>	<p>最終処分場について          ・最終処分場の見直しを明確に示すべき          ・作るか作らないかを明確にし、その場合の予算や場所についても一定程度明らかにすべき</p>	<p>廃棄物処理の安定性や自区内処理の観点から本域内に最終処分場を整備することは重要なことです。しかし、最終処分場の用地確保には少なくとも10年程度の期間が必要であり、早急に整備することは困難です。          そのため、仮の資源化処理施設で処理を行い処分量を削減するとともに、残った残渣類は県内にある民間の最終処分場で処分する計画としています。          自区内において最終処分場を整備することについては今後の検討課題とします。</p>
67	4.ごみの広域処理	5.ごみ運搬の中継等	<p>132頁②ごみ運搬の中継          前段では「ごみの中間置場を設置し」と書きながら、結論としては、「比較検討のうえ判断する」となっています。つまり、「保留」ということですね。現在より倍以上の距離になる茨城町民にとって直接搬入する場合の負担増は相当大きなものがあります。「中間置き場が無いのは承服できない」という町民が私も含め圧倒的です。ですから、「保留」ということでは、到底納得できません。</p>	<p>ごみ運搬の中継等について          ・施設が遠方になる地域住民のために中間置場を設置すべき</p>	<p>平成28年度に施設整備基本計画の策定、PFI可能性調査なども行い、中間置場に関しては、整備内容、整備主体等を明確にするとともに費用対効果を踏まえて最も望ましい方法を明らかにします。</p>

68	11.その他	その他	<p>全体 「最終案」という事なのですが、本当に「最終」と言える内容なのか、極めて疑問です。予算的な問題(つまり住民の負担。私の場合には茨城町としての経費が増えるのか否か。個人負担は、増えるのか減るのか。そういうことが全くわからないからです。「検討中」みたいな記述が散見され、「これでどうですか」と住民に示すことのできる段階には至っていないと思われ、まずは住民説明会などで、きっちり説明すべきと考えます。</p>	<p>3.その他 ・検討中という記述が多く、最終案といえる内容ではないのではない。 ・各構成市町の経費負担はどうなるのか。</p>	<p>施設整備基本構想は施設整備に係るアウトラインを定めるもので、施設整備に係る決定事項のみを示すものではありません。課題についても整理し、4市町で協議検討している事項も示しています。 広域化に係る関連事業等についても、平成28年度の本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査した上で各構成市町の経費負担についても情報発信してまいります。</p>
69	4.ごみの広域処理	4.分別区分の一元化	<p>ごみ区分について 113ページの表 2-28「分別区分一元化の方向」では、「不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)」と「缶類・金属(小型家電品を含む)」の分別区分は決定となっていますが、87ページの「3. マテリアルサイクル推進施設の概要」の(4)缶・金属類では、「缶類の資源化をより円滑にするため排出段階で金属類を不燃ごみに分別する場合があります。」と書かれています。 今後分別区分の変更がある場合には、小型家電を排出するごみ区分を明確にすることを提案します。小型家電リサイクルの観点からごみ分別区分を考えると、デジタルカメラやビデオカメラなど小型の家電品は「缶類・金属」、プラスチック部分が多いポータブル音楽プレーヤーや家庭用ゲーム機は「可燃ごみ」、電子レンジやビデオデッキなど中・大型の家電品は「粗ごみ」に分散して排出されることが懸念されます。また、金属類を不燃ごみに分別する場合は、廃棄物業者がごみを選別することになります。小型家電に含有される有用金属の再資源化を推進するため、「不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)」、「缶類」、「小型家電・金属」というごみ区分の変更を検討できないでしょうか。マテリアルサイクル施設で小型家電をピックアップする(113ページ)作業が容易になります。</p>	<p>分別区分の一元化について ・小型家電を排出するごみ区分を明確にするべき ・小型家電に含有される有用金属の再資源化を推進し、マテリアルサイクル施設で小型家電をピックアップする作業が容易にするため、「不燃ごみ(ガラス・陶磁器類)」、「缶類」、「小型家電・金属」というごみ区分の変更を検討できないか。</p>	<p>小型家電については、住民が小型家電の買い替え時に、購入した家電品販売事業者等に引き取っていただき、家電品販売事業者の資源化ルートで資源化する店頭回収方式を基本として考えています。 引き取り先が無い小型家電については、缶類・金属類として分別して排出していただき、マテリアルリサイクル推進施設でピックアップしています。回収した小型家電は、小型家電リサイクル法に基づく資源化ルートなどを活用して資源化する計画です。これにより鉄類・アルミ類以外の有用金属類を回収する計画です。小型家電は、分別の容易さ、収集コスト面を考慮して「缶類・金属」の区分に含めて分別収集する計画ですが、ご意見を踏まえて4市町で協議検討し分別のあり方を決定します。</p>
70	18	4.ごみの広域処理	<p>2. 金属が含まれる粗大ごみなどの処理フローについて 87ページの図2-14「不燃ごみ、粗大ごみ処理フローの例」では粗大ごみは、受け入れ後破砕・選別処理をして、鉄類とアルミ類を資源化し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分を行うことになっています。 粗大ごみの中には電子レンジやビデオデッキなど中・大型家電品も含まれると考えられ、それらに内蔵された部品には微量ながら金銀類が使用されています。上記の処理フローでは鉄類とアルミ類以外の有用金属は残渣として焼却処理した最終処分されることになり、金銀類を金属回収することはできません。また、金属類を不燃ごみに分別する場合には小型家電も不燃物に混ざり、上記の処理フローが適用されるとやはり鉄類とアルミ類以外の有用金属は資源化できません。金属系の粗大ごみや金属類(小型家電品を含む)の処理は、民間事業者との連携により、鉄類やアルミ類のほか銅や貴金属類を金属回収することを検討してはいかがでしょうか。金属の再資源化量を増やせるとともに、選別設備の置数を減らしてマテリアルサイクル施設の使用スペースの削減にもつながると考えられます。</p>	<p>金属が含まれる粗大ごみなどの処理フローについて ・不燃ごみ、粗大ごみ処理フローの例で粗大ごみは受け入れ後破砕・選別処理をして鉄類とアルミ類を資源化し、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は最終処分を行うことになっており、鉄類とアルミ類以外の有用金属は回収することはできないのではないか。 ・金属系の粗大ごみや金属類(小型家電品を含む)の処理は、民間事業者との連携により、鉄類やアルミ類のほか銅や貴金属類を金属回収することを検討してはいかがでしょうか。</p>	<p>粗大ごみに含まれる鉄類、アルミ類以外の有用金属の回収については、回収が困難でコスト面でも割高となるため、選別及び回収することは計画していません。しかし、有用金属の回収技術を有し、コスト的にも割安にでき、処理の信頼性、安定性等の面で優れた民間事業者があれば、処理を委託することも検討していきます。</p>
71	8.収集運搬コスト・環	収集運搬コスト・環境負荷	<p>9. ごみの収集運搬コストと保管スペースの削減について 43ページの表1-24「広域化のメリット・デメリット」では、経済性のデメリットとして「広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、収集運搬経費が増加する」、環境性のデメリットとして「広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、収集運搬車両の燃料使用量が増加し、それに伴い発生する二酸化炭素量が増加する」と指摘されています。また、40ページ「8. ごみ処理広域化における課題」では、資材厚生施設組合環境センターの敷地内埋立が環境利用における制約があると挙げられています。 民間ルートで資源化するごみやエネルギー回収型廃棄物処理施設で処理しない粗大ごみや金属類などは、民間事業者と連携し、中継所の設置や処理事業者による直接回収を検討できるのではないのでしょうか。 札幌市では小型家電リサイクル法の認定事業者が拠点回収を行ったり、岡山市では処理事業者が収集運搬を委託したりする例もあります。 中継所の設置や民間事業者による直接回収は、収集運搬距離の削減や広域処理施設周辺の交通渋滞や待機車両の緩和によるコスト削減、広域処理施設以外の保管場所の確保につながり、広域化に伴う課題やデメリットの解消策の一つになり得ます。</p>	<p>収集運搬コスト・環境負荷について ・経済性のデメリット: 広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、収集運搬経費が増加する。 ・環境性のデメリット: 広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、収集運搬車両の燃料使用量が増加し、それに伴い発生する二酸化炭素量が増加する。 ・デメリットを解消するために中継所の設置や処理事業者による直接回収を検討できるのではないか。</p>	<p>広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域については、中間置場の設置などにより運搬回収費の削減や運搬の効率化により二酸化炭素発生量やコストの削減を図ることについて検討しています。 組合が整備するマテリアルリサイクル施設及び回収物の資源化・処理ルートを活用することにより適正な処理及び資源化を確実にすることが可能となります。なお、処理の安定性、信頼性が高い民間事業者に対しては、処理を委託することも検討していきます。</p>

72	19	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	大型焼却炉建設はよって反対であり、既存の焼却炉の長寿命化対策をして稼働すべきです。税金は福祉・教育につかって下さい。	1.新ごみ処理施設の建設は本当に必要なのか。 ・既存施設で対応すべき ・分別区分の一元化は必要ではない ・新施設の建設が緊急を要するとは思えない ・既存施設を長寿命化すべき ・既存施設があと何年使用できるのか ・新ごみ処理場建設反対	ごみ処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき市町村固有の事務として定められています。一方で、ごみ処理については小規模な市町村が単独で行うよりも、広域にわたり処理することが安定的かつ効率的であることから、4市町でも一部事務組合を設立し、共同でごみの広域処理を行ってきたところです。しかし、管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改築を検討しなければならない時期を迎えています。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経営を担っている状況にあります。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえすと、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行う方が建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余剰な支出も抑制できます。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。
73		2.3R推進	1.3R推進	私達、市民がごみを分けて3Rを徹底されるべきです。この事によりごみの減量化を進めます。	1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する	ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。
74	20	2.3R推進	1.3R推進	ごみ処理広域化の考えに反対です。現在の施設で容量は十分間に合っており、排出ガス温度をみても、ほぼ標準値をクリアしています。広域化すれば、常時高温を保つため、不要なごみ集めが更に必要となつてくる事例は多く、環境保全どころか環境悪化を招きます。それより何より、ごみは邪魔でなく、資源であるとの考えで、より資源化をすすめる政策をぜひ実行してください。お願いします。	1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する	ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならぬ状況にあります。
75	21	11.その他	その他	焼却方式は世界で少数。有毒物質製造工場だ、ヤメてくれ。ゴミをつくらぬことが一番のとりくみだ。まずこれをやることだ。家庭ゴミは確実に減少している。	5.焼却方式は世界で少数であり、環境負荷が大きいため処理方式を変えるべき。	可燃ごみを衛生的に効率的に処理するには焼却処理が最も適した処理方式ですので、今後とも焼却処理を継続します。

76	2.3R推進	1.3R推進	<p>問題点1 一般廃棄物処理施設の広域化による大型化は、環境保護や住民の生活の質をたかめるためのゴミの減量化に逆行するもので、反対です。計画されている処理施設の第一の特徴はなるべく多くの物を燃やしてしまう焼却施設であり、物や自然、資源を大切にし、節約する住民の心がけなどは無視されません。例えば、これまで八郷地区では分別収集されて、リサイクルされていたプラスチックも焼却されてしまいます。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する</p>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
77	2.3R推進	1.3R推進	<p>問題点1～3のように、この計画はゴミ処理の効率化、短期的な経済効率を重視して、大量生産、大量消費社会を助長するものだと思いますが、他の自治体には、「脱焼却、脱埋め立て」で「ゼロ・ウェイスト」を目指している所もあります。徳島県上勝町(人口2千人)、福岡県大木町(1万5千人)、神奈川県葉山町(3万3千人)、東京都町田市(42万人)などです。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する</p>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
78	2.3R推進	1.3R推進	<p>提案1 私たちの地域でも、ゴミの減量化、徹底した分別収集、リサイクルによって既存の処理施設の延命化をはかるとともに、これを機会に、農家の多い地域性を生かし、バイオマス・エネルギーの利用の実現を提案したいと思います。単に生ごみのたい肥化だけではなく、バイオガスを燃料として利用するバイオガス化施設です。トランプで体熱と電気で両方に活用するコージェネレーションとして個別の施設や家庭でも利用されているそうです。それに対して、焼却場では発電しても自己施設での電力消費の一部となるだけでしょ。放射能が含まれる恐れがなくなれば、庭木の剪定された枝や間伐材など木質バイオマスの利用も考えられることでしょう。</p>	<p>1.3Rを推進すべき ・広域化は不要なごみ集めにつながる ・広域化はごみの減量化に逆行する</p>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。 4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。 また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
79	3.情報公開	情報公開	<p>提案2 この基本構想は集めた資料を網羅していて、どれが方針なのか、はっきりわかりやすく書かれていません。費用や処理する対象も検討中のものが多く、不正確です。一方で、総数も回収率も30%と少ないアンケートの結果は自己目的に都合よく利用されているようです。このパブリックコメントも同様でアリアバイ作りにだけ都合よく利用されているのではないかと危惧しています。今のところ、この件は一般の住民にあまり知られていないようですが、ゴミをやっかいものとして効率よく処理すればよいのではなく、私たちの生き方に関り、日々の生活や習慣を見直し、地域の特性を生かし、生きがいを見出すきっかけと捉えることもできる問題だと思います。もっと広く住民の意見を求め、計画の再検討をお願いします。</p>	<p>情報を公開すべき ・住民への問題提起、先進事例の紹介、意見書約など時間をかけて行うべき ・広く住民の意見を求め、計画の再検討を ・協議会や協議会など開催すべき ・住民説明会を開催すべき</p>	<p>4市町では、ごみ処理広域化や新広域ごみ処理施設の整備に関して、各市町の広報やホームページを使って公表し、説明会の実施などを通じてPRや住民からの意見聴取を行ってきました。今後も情報発信や意見聴取を継続して行い、住民のご理解と協力を賜りながら新広域ごみ処理施設の整備を推進してまいります。霞台厚生施設組合のホームページにおいても、ごみ処理広域化に関する情報などを公開してまいりますので、ぜひそちらもご覧ください。</p>

80	4.ごみの広域処理	2.ごみ運搬	<p>問題点2 広域化によるゴミの運搬の長距離化でガソリンの無駄使い、排ガスの増加があるばかりか、中継施設が作られれば、そこがゴミのストックや運搬車両の出入り、処理場同様がそれ以上の周辺への負荷が予想されます。</p>	<p>ごみの運搬について ・広域化によるゴミの運搬の長距離化により、環境負荷が増加する。 ・中継施設が設置された場合、中継施設周辺が処理場同様の負荷が予想されるのではないか ・生ごみの徹底収集や資源のリサイクル化に取り組みれば新施設の整備は必要ない</p>	<p>収集車の運搬容量の増加や、中継方式によるごみの運搬、低公害車の導入促進等により排ガスの低減、道路混雑の緩和、従業者への負担軽減を図ります。生ごみのリサイクルについては、処理経費の増加、生ごみ分別の不徹底による生成品の品質低下、生成品の引き取り先が確保できない等、様々な課題があります。そのため4市町では各家庭における生ごみ堆肥化の普及を図ることとしています。</p>
81	5.コスト	4.財政負担・財源等	<p>問題点3 大型施設の建設は特定の企業には多大な利益をもたらしますが、市の財政的負担も長期的になるとします。国の補助が見込まれていますが、復興特別税などは本来の目的から外れたもので遠慮すべきではないでしょうか。そもそも補助金は国民の税金がもとであり、無駄使いしてよいものではないでしょう。また、補助の対象外の焼却施設以外の多くの付帯施設の建設費はこの案ではほとんど計算もされていないようです。</p>	<p>震災復興特別交付税は本来の目的から外れたものではないか。 ・補助金は国民の税金がもとであり、無駄使いしてよいものではない。 ・補助の対象外の付帯施設の建設費は試算されていないのではないか。</p>	<p>国では復興推進会議において、平成28年度以降も震災復興特別交付税を措置することとし、復興期間10年以内での一刻も早い復興・復興事業の完了を目指していることから、この財源措置を得ながら事業を推進してまいります。 国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならぬ全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。 関連事業費等については、平成28年度に予定されている本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査していきます。</p>
82	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>「新設の場合」には[P137の4]に書かれている「既存施設の解体工事※1」「ストックヤード」「各種調査費用」「中継施設」「余熱利用施設」「周辺道路整備」等、及び「マテリアルリサイクル推進施設建設費(設計施工監理その他関連費用※2)」が現在わかっている範囲で加わります。 ※1解体には2,000万円/ト×35t≒70億円との見方があります。 ※2約26億円と示す(別資料より) 図1-21にまだ含まれていない費用を加えた時、「残存価値約58億円」を考慮に入れても、新設は「もったいない」という結論を得ました。 従って、「可燃ごみ」の減量と既存施設の基幹改良(長寿命化)を提案します。 意見:震災復興特別交付税がどのような考えのもとで措置されたのか、知り得ていませんが、2012年に問題となった復興予算の取扱いと同様の問題を含むように思われます。震災復興のためとして課した税を、被災地の復興とは結びつかない事業にも使っていることが明らかに。まだ執行されていない分は差止めになったが、執行されてしまったものは返却されなかったように記憶しているのですが、4市町の新しいごみ焼却施設にこの税が使われていると知った国民は、果して納得できるのでしょうか。少なくとも私は国民として納得できません。「恥を知れ!」に該当する行為だと思います。 追加意見:今回のごみ処理施設整備計画についてまったく知らない市民がほとんどという現状をみると、パブリックコメントを実施する前に、市民に対し十分な説明と、抱えている問題への理解を形成する努力をすべきでした。今後の理解形成を望みます。</p>	<p>2.新設と基幹改良の比較について ・現在判明していない関連事業費を加えると新設はもったいない ・既存施設の基幹改良は即必要なものではない ・震災復興特別交付税の措置は適切か</p>	<p>関連事業費等については、平成28年度に予定されている本体設計(エネルギー回収型廃棄物処理施設やマテリアルリサイクル推進施設等)の検討結果や、各地域の意見・要望を基に経済性・環境負荷・利便性・安全性など様々な角度から検証し、具体案を精査していきます。 管内の施設は設置から20年以上が経過し、新設もしくは改善を検討しなければならぬ時期を迎えています。また、当地域の特徴として、2市が複数の処理施設に係る経費を負担している状況にあります。国の財政支援制度(循環型社会形成推進交付金や震災復興特別交付税)を踏まえ、管内にある施設を整理統合し、広域処理を行うのが建設費を大幅に削減できるほか、効率的かつ合理的なごみ処理が可能となります。また、3施設を個々に更新し管理運営を継続するよりもはるかに経費を削減することができ、余分な支出も抑制できます。 また、国では復興推進会議において、平成28年度以降も震災復興特別交付税を措置することとし、復興期間10年以内での一刻も早い復興・復興事業の完了を目指していることから、この財源措置を得ながら事業を推進してまいります。 国にとっても、交付金制度や地方債制度に伴う交付税措置制度等が続くことを考えますと、支援しなければならぬ全国の施設数が、集約化により減少したほうが、中長期的に見て、国民の負担も軽減できると考えております。</p>
83	1.新施設について	1.新施設の建設・長寿命化等について	<p>P46 「可燃ごみ」が27%減となれば、現在の3施設で計6基ある炉を1基ごと止めて、長寿命化工事をおこなえる量に減量されます。 既存施設の長寿命化を考えると、[図1-21.LCC比較]の処理委託費2,620,202,000円は発生しなくなります。</p>	<p>6.可燃ごみを減量した場合、現在の3施設で計6基ある炉を1基ごと止めて、長寿命化工事を行えば、民間処理委託費は発生しないのではないか。</p>	<p>ご提案のとおり、管内3施設を輪番制でごみの相互受け入れを行いながら、長寿命化が実施できた場合は、民間事業者に対するごみの処理委託費用は発生しない可能性もあります。 ただし、焼却炉は安全かつ安定的に稼働させるために、停止期間等を設け、点検・補修等を実施している状況にあります。複数炉による連続運転期間が一定期間以上になりますと、メンテナンスに支障が出るなど、従来の運転部分にも影響が出る可能性があります。</p>

84	23	2.3R推進	1.3R推進	<p>住民の健康と、環境へのリスクを考えると、焼却処理施設は縮小し、焼却処分しなくてもよい。循環型社会をこの地域でも構築していきたいと考えます。</p> <p>地球上のごみ焼却施設の2/3が、この日本にあるという現実を知った時、私たちが「気軽にごみを出し」「ためらいもなく焼却している」ということに気が付きます。どんなに高性能な焼却施設においても、また高温での連続焼却においても、必ず(ダイオキシン類を含め)有害物質が生成されてしまいます。また、サーマルリサイクルで発電をしたところで、エネルギー効率は(回収率は)15%そこそこのレベル。電気が必要なら、エネルギー効率の良い発電方法で電気をつくりましょう。その方が地球温暖化のリスクも減らせます。</p> <p>ごみ処理に関しては、ごみ自体をつくらない「ゼロ・ウェイスト」に取り組み自治体が出始めました。日本でも、上野町・大木町・水原市。先日の朝日新聞では、東京の町田市と神奈川の葉山町のゼロ・ウェイストへの挑戦記事が載っていました。</p> <p>ひるがえって、私たちの住む4市町は「循環型社会の構築・形成」「地球環境の保全」「地球温暖化対策の推進」「3Rの推進」等の文語が総合計画に織り込まれています。しかし現在、これらの文語が示す状況を具現化する新たな施策は見られません。これは極めて残念なことです。</p> <p>以上のことから、「ごみ減量を実行するなかで、ごみ処理施設のあり方を考える」という結論に至りました。</p> <p>提案：4市町の可燃ごみの45%が紙・布類とあります。この部分のリユース・リサイクルを極限まで高めることを提案します。</p>	<p>1.3Rを推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化は不要なごみ集めにつながる</li> <li>・広域化はごみの減量化に逆行する</li> </ul>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。</p> <p>4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
85		2.3R推進	1.3R推進	<p>P.58</p> <p>・大木町(リサイクル率68%)ではH27、1月に「燃やすごみ」として出されたごみの組成を調べています。それを見ると、紙類の67%・布類の60%が資源化可能なものであったそうです。4市町の「可燃ごみ」として出されている紙・布類にも「資源ごみ」としてまかせせる部分が、かなり含まれていると考えられます。</p> <p>仮に、「可燃ごみ」の中の紙・布類の60%を資源として扱えたら、「可燃ごみ」が27%減らせます。</p>	<p>1.3Rを推進すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域化は不要なごみ集めにつながる</li> <li>・広域化はごみの減量化に逆行する</li> </ul>	<p>ごみ処理広域化を進める際にも、4市町では3R政策を最優先で取り組むこととしています。</p> <p>4市町及び各住民が3R政策をした上でごみとして排出されたものについてはごみ処理施設にて破砕・選別処理等を行い資源物を回収しさらに資源化するとともに、可燃物は焼却処理し余熱をごみ発電などに有効利用します。</p> <p>また、法律に基づく基準は既存施設でもクリアしておりますが、今後も公害基準を引き続き順守していくためには、施設の安全性を考え、更新等を検討しなければならない状況にあります。</p>
86		2.3R推進	1.3R推進	<p>P.110(3)</p> <p>・古布は、リサイクルしやすい種類のごみといえるようです。P110図2-28をもとに分別及び回収の方法を練り、市民に協力を求めていくことを求めます。</p> <p>・次に紙類については、現在の分別区分では回収対象になっていない紙も回収していくことを提案します。以前住んでいた自治体では「メモ用紙1枚からのリサイクル」を提案。既存の項目に入らぬ紙類を「雑紙」として分別・回収しています。(小さい紙もあるので紙袋に入れて回収に出していました)感熱紙や汚れた紙以外は資源として活用できるのです。</p> <p>・また、布・紙類は売却により紙8,000円/㏍[布4,310円/㏍]が見込める点でも、リサイクルしやすい資源です。</p> <p>・「可燃ごみ」が27%減となれば、現在の3施設で計6基ある炉を1基ごと止め、長寿命化工事を行える量に減量されます。</p>	<p>7.紙類、布類のリサイクルを推進すべき</p>	<p>4市町及び各住民の協力の下、紙類、布類に関しては集団回収や分別収集を行い、資源化を推進してまいります。</p>